

令和元年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和元年9月25日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月25日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 9月25日 午前11時20分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
政策監	大久保彰	教育長	市川公雄
参事兼総務防災課長	岡本重男	企画交流課長	石木正昭
税務課長	藤井小百合	福祉課長	木村美枝
住民課長	中瀬弘晴	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	松本博文
教育委員会事務局長	笹山芳宏	勝浦病院事務局長	笠木義弘
会計管理者	長友清美		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 後藤信之

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

日程第3 報告第2号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について

日程第4 認定第1号 平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第1号 勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第2号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第4号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について

日程第9 議案第5号 令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 同意第1号 勝浦町教育長の任命について

日程第11 同意第2号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12 諮問第1号 勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第13 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和元年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

麻植議員から欠席の届け出が出ていますので，ご報告いたします。

続いて，監査委員から令和元年8月分の例月出納検査の結果について，教育委員会から平成30年度勝浦町教育委員会点検評価報告書がそれぞれ提出されていますので，ご報告しておきます。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，市川教育長，大久保政策監，岡本参事兼総務防災課長ほか全課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第2，報告第1号，平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてから日程第3，報告第2号，平成30年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

それでは，報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号は，平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。これは，勝浦町の普通会計及び全会計の財政状況の健全度を判断するための指標を報告するものでございます。

次に，報告第2号は，平成30年度決算に基づく資金不足比率についてであります。これは，勝浦町公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

それぞれ監査委員の意見を付して報告いたします。

詳細につきましては，担当課長に説明をいたさせますので，よろしくお願いを申し

上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて、詳細説明を求めます。

報告第1号及び第2号について。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） それでは、画面のほうを見ていただきまして、報告第1号、平成30年度決算に基づく財政の健全化判断比率について等につきまして詳細説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全に関する法律の規定によりまして、平成30年度決算に基づく4つの健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告をさせていただきます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等の普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。平成30年度決算で普通会計は黒字となっておりますので、数値はあらわれておりません。

次に、連結実質赤字比率でございます。全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。同じく全会計ともに黒字でございますので、数値はあらわれておりません。

次に、実質公債費比率でございます。普通会計への地方債元利償還金等から元利償還金に対して交付税措置される額等を除いた実質公債費の標準財政規模等に対する比率で、決算年度を含めた前3年間の平均値をあらわします。この算出に用いる標準財政規模等は、実質公債費と同様、元利償還金に対して交付税措置される額を除いて算出をされることとなります。実質公債比率ですが、平成28年度は4.4%、平成29年度が4.3%、平成30年度が4.5%となっておりまして、3カ年平均では4.4%となっております。昨年度は4.2%でございました。若干ふえておりますが、早期健全化基準の25.0を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債の現在高から公債費の償還に充当できる減債基金などの額や元利償還金に対して交付税措置される額を除いた地方債現在高の標準財政規模に対する比率でございます。地方債現在高より充当可能財源が上回っているため、数値としてはあらわれておりません。

監査委員の意見書が、この画面のとおり報告をされております。

続きまして、報告第2号でございます。

平成30年度決算に基づく資金不足比率についての詳細説明でございますが、こちら  
も監査委員の意見をつけて報告をさせていただいております。

この指標は、公営企業会計の資金不足額の各会計事業規模に対する比率で、病院事  
業会計は流動資産等から流動負債等を除いた額がマイナスであれば資金不足が生じ、  
簡易水道会計及び農業集落排水事業会計は実質赤字がある場合には資金不足が生じる  
こととなります。平成30年度決算ではいずれの会計も資金不足額はありませので、  
数値としてはあらわれておりません。

次のページに、監査委員の審査意見書を添付しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 詳細説明は終わりました。

質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、以上で2件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、認定第1号、平成30年度勝浦町各会計歳入
歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより第二読会を開きます。

認定第1号について総括質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） ちょっと……。

○議長（美馬友子君） 仙才議員、第二読会。

○4番（仙才 守君） 資料番号で言うと、7番、07ですね。認定01号、主要事項説
明書の企画総務、総務防災課、企画交流課っていう資料の9ページをあけてくださ
い。

この9ページの中で、13の14、防災行政無線保守点検業務委託料ということで
216万円が計上されている、この件について質問をしたいというふうに思います。

ちょっと私は資料を下に忘れてきたんですけども、何点か保守報告書について確認をいたしましたところが、この決算の金額等については問題なく処理されてるんだろうというふうに思いますが、指摘をしておきたい、あるいは質問をしたい事項がありますので、お答えを願いたいというふうに思います。

昨年度30年9月と、それからことしの3月の保守報告書を見させてもらいました。その中で、何点か聞きたいことがあります。それは、報告書の一番最初に載ってました基地局、この基地局が現用予備構成になってるんですけども、その予備機が、予備機というか、1号機、2号機が現用予備で設置されとるんですけども、予備のほうは4年間ぐらい不良だと。だから、4年間片肺飛行で来てると。早急に対応いただきたいというのが保守報告書の中にありました。この点について、1つ。

それから、鶴林寺のところに再送信設備、中継器ですね、中継器を置いて運用する形になっていますが、その中継器が不良だと。技術用語ではV SWRって書いてありましたけれども、マッチングがとれてないと、アンテナと送信機の間。それで、早急にこれも対応してほしいと。これは10年間ぐらい、平成17年度から不良だということで、毎回指摘をされております。これは、報告書のトップに書いてある。それは、基地局と中継局ですから、一番大きな設備なんでね。これはなんでかということと、それから子局においては音が全然出てないところが2つほどあるけれども、これが修理されてないと。例えば線路不良っていうんですか、多分線が切れとんでしょう。そういうのが指摘されております。

それから、この前新聞に載りましたけれども、坂本のアンテナ不良というのが、去年の9月の台風でやられて、台風だろうと思うんですけどね、9月5日以降の点検でアンテナが壊れてますよという報告がありましたのが、これは直ったんですかね、これも後で聞きますけれども。それから、ほかにもサイレンとか、それからチャイムが出ない局があるとかというようなことで書かれています。去年の9月には11項目、ことしの3月には9項目、9件ですね、指摘されておまして、早急に対応を要するというような指摘であります。ひとつこれは今どうなっとんのかということを知りたいということ。

それから、もう一つは保守契約の内容なんですけどね、216万円にかかわってくるんですけど、それは点検だけで、何で直さんのなど、その業者が。契約の内容はどうか

とんのかということなんです。例えば、中継局のマッチング不良、VSWRという数値が、これは送信機とアンテナの間の整合性を示す数字なんですけど、これを何で改良できるのかなど。これが悪いちゅうんだったら直してくれたらええのにと、単純にそう思うわけです。だから、保守の内容はどうなんかなということ、216万円の内訳ですね。点検だけして、修理はしないという保守契約になつとんのかどうかということです。多分そうなつとうと思うんです。早急に直してくれ、対応してくれって書いてあるんだから、この報告書にですよ。わかりませんが、その点についてお聞きします。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） まず、議員ご質問の送信機の予備機が4年間修繕のほうをずっと業者のほうから報告書のほうで指摘がある。それから、再送信機のマッチングについても10年間、それから子局の延長の音が聞こえないというのは、電波を受けまして、子局の基地局からさらに延長してスピーカーだけを延ばしている部分が聞こえないということで数年間書かれておりました、報告書のほうで、聞こえない状態にあるということで。それから、坂本のアンテナ不良につきましては、先週修理が終わりまして、周りの立木も切りまして、風による影響によってアンテナが壊れないように対応しております。

それから、保守契約の内容でございますが、以前も報告しましたとおり、部品が5,000円以上かかる修理については契約に含まれないという条項になっておりますので、部品費が5,000円以内の調整とか、簡単な修理についてはしていただけるというような契約内容になっておりました。

長年にわたって同じ報告書で書かれているということで、私のほうも今後9月の点検がやがて提出されてきますので、そのときに再度業者と話をし、優先順位をつけて順次修理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） そうすると、5,000円以上のものについては有償になるということで、基地局の片方が壊れておるといようなのは、費用が5,000円以上かかるような気がします。それから、中継局の調整については、これは5,000円かかるの

か、ちょっとした調整でできるのかわからんですけど、その辺は早目に見積書をとって具体的な行動に移さないと、いつまでたっても、役場のことですから予算がないとできないということもあると思うんですけど、保守っていうのは、ある程度防災システムですから早目にやってもろうて、後でっていうことも考えないかんと思うんです。そのあたり、臨機応変にやっていただきたいというふうに思います。一般質問で言わないかん内容かもわからんですけど、あえて早いほうがいいと思ってこの場で言うておきます。

○議長（美馬友子君） 答弁いけますか。

○4番（仙才 守君） ほんなら、答弁あったら。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 議員のお話しいただいたとおりで、予算の関係はございますが、今度の9月の報告書を見て、なお詳しく聞いて、優先順位を先ほど言いましたようにつけて、早く直さなければいけないものに対しては今後対応していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の仙才さんが質問した同じ資料の4ページのふるさと納税返礼品というところの項目なんですけど、24人分というところがあるんですけど、この金額ちゅうのは返礼品の金額と思われるんですけど、実際にいただいた納税の額っていうのは教えていただけたらと思いますが、お願いします。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 平成30年度のふるさと納税のいただいた額でございますが、314万円のふるさと納税の納付がございました。それで、27件の件数となっております。これを27件で割って平均で言いますと、11万6,296円となっております。

それから、金額の大きい方が100万円、一番少ない方で5,000円ということで、5,000円から100万円の間でご寄附をいただいております。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ふるさと納税については、目標金額とか、そういうのはあったんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ちょっと私も当時は課長ではないんですが、3月議会のほうで一応1,000万円を目指して今後取り組むようにしていきたいということで、質疑で答えておるということで、私のほうは聞いております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかに、ほかにありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） 認定第1，平成30年度一般会計決算について質疑を行います。

2点について尋ねますが、1点目は住民から示された資料、これはNo.34の2ページ目で、平成30年度の町の人口動態について転入者102人、転出者154人で、52人の社会減という資料があります。勝浦創生の総合戦略の中では、令和元年度に、今年度ですね、転入者と転出者を均衡させることを目標ということになってますが、これを見る限りは、昨年度の数字を見る限りは、厳しい現実になっていると思われま

そこで、地方創生担当の石木課長に尋ねますが、転入・転出される方にアンケートをとっていると思いますが、その転入・転出の主な要因はどのようなものになっているのか、そして特に転出の場合ですね、そのアンケートから町としてはどのような施策が必要と思われるのか。

2点目は、教育委員会ですが、これは金額は少ないんですが、予算の立て方、また査定に関係してくるので質問しますが、教育委員会の説明資料、これはNo.19の5ページ、社会教育総務費の中で、ALTさん関係の修繕費が決算額ゼロで不用額が4万9,000円となってます。調べてみたんですが、この科目の当初予算は12万7,000円で、そのうちの10万円分がこのALTさんの借家の修繕費に充てられるということで、10万円のうち5万1,000円が他に流用され、残金が4万9,000円ということで、この資料にはその4万9,000円が記載されて、これが未執行ということになっていますが、ということは、もとの予算10万円分が修繕費としては未執行ということになっていま

す。念のために、平成29年度も同額の12万7,000円が予算計上され、この借家の修繕

費が10万円分、これも全額未執行。28年度は、5万円が予算計上され、全額未執行。

そこで、教育委員会事務局長に尋ねますが、そもそもこの借家に対する修繕費は何のための予算なのか。というのは、家主が修繕する場合の家主の負担分を町が補助するのか、それとも借りている人が改修、改装したりする場合に、その借りている人の負担分を補助するのか。一般的な家の場合だったら、畳を変える場合は家主さんが負担しますね。カーテンを変える場合は借り主さんが負担する、カーテンとか電灯の場合位は。そういうことがあると思うんですが、町が負担するというのは、それはどのようなものを負担するのかをお尋ねします。ちなみに、こういう町のほうに来ていただいている、借り家というか、借家を提供するのに、地域おこし協力隊の人のがあると思うんですが、ちょっと確認のために石木課長にも尋ねますが、地域おこし協力隊のかなりの方が家を借りてると思うんですが、その方々にこのように家を補修する場合に町が修繕費を計上するようなことがあるのかどうか。この点について答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） ご質問いただきまして、ご答弁させていただきます。

まず、転入・転出アンケートの件でございます。

手元に集計の結果をちょっと容易さしてもらってますが、平成30年のまず転入、平成30年ということでありまして、転入ですが、82名です。この数値は、暦年でちょっと集計しておりますので、ご理解いただければと思います。82名中ですが、アンケートにご協力いただきましたのが61名、回収率になりますと、74%でございます。男性34名、女性27名、計61名でございます。理由があるんですが、ちょっと手元に実は用意できてません。それで、転入前の住所ということになります。県内の方が44名、県外16名、海外から1名ということになっております。計61名でございます。動きとしましては、Uターンの方が28名、I Jターンが30名、ちょっと理由がなかったのが3名ということになっております。転入の理由というのがなかなか分析できておりませんので、ここではちょっとお答えができません。申しわけございません。

続きまして、転出のほうへ移らせていただきます。こちらが平成30年、暦年でござ

いますが、131名。131名のうち、アンケートにご協力いただきました方が87名、回収率は66%でございます。87名の男女の内訳ですが、男性が34名、女性が53名、計87名でございます。こちらのほうで転出の理由等を分析しておりますが、特に先ほど申し上げましたように、女性の方のほうで転出がちょっと多目になっておりまして、性別と理由で申しましたら、女性の就職、こちらで転出された方が19名ということで、分析の中の数字では一番大きくなっております。続きまして、女性の結婚が理由は、こちらが16名、こちらが2番目に多いということになっております。

先ほど議員さんからご質問がありましたように、こういった現実を踏まえまして、町としてどういう施策がとれるかということでございますが、結婚ということになりまして、町のほうでも対応策っていうのもなかなか見出せないところでございますが、例えば就職ということに目を向けますと、当然言い尽くされたことでございますが、働く場所の確保ということになろうかと思えます。あと、転出を防ぐためには、当然住むところ、魅力あるものを含めての住むところの確保、また教育の環境、こちらが町としては取り組むべき課題やろうかと。今までも取り組んできておりますが、なおこれからも長期的に、地道に取り組んでいかなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（笹山芳宏君） A L Tの借家の修繕費についてでございます。

畳の修理とか、家主の負担とか、カーテン、電灯等は本人の負担という、世間的な常識に従いまして、現在はそういうふうな分担でやっております。

お金の使い方でございますけれども、当初A L Tの方が入られる折に家探しがなかなかできないときがありまして、家主の方の修繕費を肩がわりするというふうなこともあったようでございます。現在におきましては、A L Tの方の入れかえのとき等の修理とか、お国柄の違いによりましての修繕、家主の方が対応できないような修繕とか、その取り外しのようなことを想定して予算として置かせていただいているところでございます。

○議長（美馬友子君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） ご質問をいただきました地域おこし協力隊の住まわられているうちの修繕費の件でございます。

こちらにつきましては、答弁としましては、基本的には予算計上はしておりません。ちょっと説明させていただきますと、住まわれる段階で、傷んでるところ、住むのに支障があるようなところは、基本的には改修の補助金等で対応させていただき、あとはちょっと住んでいただくと。それで、実際に住み出して、例えば壊れるところがありましたら、基本的には家主さんにご負担いただきますし、入居者の責務によりまして破損とかした場合は、当然入居者のほうで修繕ということになっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 笹議員。

○8番（笹 公一君） 小休をお願いします。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時04分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

笹議員。

○8番（笹 公一君） まず、転入・転出者のことで石木課長のほうに再度お尋ねしますが、アンケートを実施するという事は、そのアンケートを分析して何らかのアクションを起こせるような内容でないと、そのアンケートの意味がないと思うんですね、当たり前の話なんです。今の答弁を聞きますと、転入者のほうについては、Iターンであるか、Uターンであるか、Jターンであるかと、そういうことは把握しているけれども、内容については十分把握できてないということと、転出者の場合ですね、私はこの資料をいただいておりますけれども、当然結婚は、これは仕方がない話だと思いますし、就職にしても、町外、県外へ就職する場合は、なかなか町としても具体的な対策は難しいと思うんですが、ちらっと言われてましたですがね、特に高校進学の場合、学区制っていうのが現在ありまして、その学区制が一つのネックになっておって、市内のほうに転出されるという方も過去に何人もおりましたですわね。そういう場合があったら、町としても県のほうに学区制、今までもやってきとると思うんですが、さらに……。少し今回県の教育委員会で改善される、8%の枠がアップするよう

ですが、そういうことをもう少し強く要望していくとか、医療の関係に不安があるんだったら、当然病院なり、もっといろんな救急体制、ここらあたりを充実していくとか、もう少し内容がわかるようなアンケート、具体策がとれるように改善していくべきではないかと思うんです。プライバシーの問題があるんで非常に難しいとは思いますが、時間的にも窓口に来られた方にその場で記入してもらおうというようなこともあると思うんですが、せっかく実施する限りは、町としても、また議会としても知りたいのは、その内容なんですね、何のために転出していくのか、そのためにどんな施策が必要なのかと。そういうアクションを起こせるような内容に改善していく必要があると思うんですが、これはできたら他町村ではどんなことをやっているのかとか、そこらを参考にすべきこともあるんだったらしたらええと思いますし、どのように取り組んでいくかを答弁をお願いしたなと思います。

それと、教育委員会なんですが、局長のほうから答弁をいただきましたが、第一読会のときに、今年度も一応10万円分の修繕費用を計上していると。ただ、来年度からは見直す予定であるというような答弁をいただいています。

そこで、これは予算査定のほうの話になるんで、当時のことを一番よく知っているのは山田副町長と思うんですが、計上するほうにしろ、それを査定するほうにしろ、過去、私が調べた範囲では3年間です、もっと28年以前にもあったかもわかりませんが、3年以上もずっと執行されてないような予算は、査定のときにもう少しこれを考えてする必要があるのではないかと思うんですが、そこらあたり。今回たまたまだったんかもわかりませんよ、このALTさんの分が。たまたま何年間か使われてないのが出てきてると。査定のときに、もう少し厳格な査定というんが必要なんじゃないかなと思います。そこらあたり、上げてくる担当部局に対する指導というか、それも必要と思うし、また査定するときにもう少し厳しいチェックの目というのも必要と思うんですが、そこらあたりの答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 石木企画交流課長。

○企画交流課長（石木正昭君） アンケートについてのご提言なりご質問であったかと思えます。

今議員さんがおっしゃっていただいたように、特に転出のほうですね、原因の把握、これはまず地方創生の第一歩と考えております。一方で、アンケートの充実も検

討しなければいけません、今ちょっと議員さんもおっしゃっていただいたように、今現実住民課の窓口のほうでご協力をいただいております、手続が余り煩雑になりますと、またそれはそれで困るのかなというところで、他の先進の自治体の例も参考にしながら、またアンケートのほうを改良していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） ご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、予算査定でございます。

基本的には、議員さんのおっしゃるとおり、厳格な査定はしているつもりでございます。必要な経費を残し、不要不急な経費については落としてきたつもりでございます。

あと、何年間も執行されてない経費、これについては落としていくべきでないかというようなお話であったかと思っておりますけれども、そこらについては内容によってくるものでございますので、その内容を一つ一つ吟味しながら、毎年執行されなくても残さなければならない費用、そういうふうなものについては予算化していくような格好になってきていると思っております。

それと、先ほど言われました、教育委員会事務局長のほうからお答えしましたALTの修繕費でございますが、こちらの修繕費につきましては、ここ数年間ALTの方が1人から2人にふえたとか、そういうふうな関係もございまして、毎年新しく来られたり帰ったりするような経過はございます。そういうふうな中で、事務局長のほうからご答弁しましたように、そのときのお国柄、あるいは国外から来られる方で、そのときに部屋を貸すほうの側がどうしても対応できない、ただ1年で帰られた場合に、そういうふうなことも考えるとなかなか難しいというふうな、マッチングもうまくいかなかったときのため用に、少々ではございますが、組んでいるというふうな経過であったと思っております。ですので、この金額が100万円、200万円をずっと置いてくってというのは若干問題はあるかと思っておりますけれども、今回の10万円程度、こちらにつきましては、かわるときの不測の事態、お国柄が違う、外国からひとりで来られて、全然知らないところに来て暮らしていく、そういうふうな中で、お部屋を貸す側の安心感、それと借りる側の安心感、それらを負担するものとして修繕費というのを

置いているものでございますので、こちらのほうは、査定した側といたしましては必要というふうなことで残していると考えております。

そうは言いますけれども、ただ全ての予算がきちんと厳格にそこらができてきたかという、実際には残っている部分とか、そういうふうな部分もございますので、今後は景気の後退局面にも入りかけているというふうなこともございますので、そこらの点につきましては、より一層厳格に予算査定をやって、有効な予算執行ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 7番の企画総務の防災の関連の質問をしたいと思いません。

9ページの1の17の町防災会議委員報酬がゼロで、次のページの10ページの1の18、水防対策会議委員報酬が予算も決算もゼロになっています。今年度、平石山鉦山のような町民の安心・安全を脅かすような問題が起きているときに、この間の町の姿勢を見ますと、国が決めたことであり、四国経済産業局との住民の間をつなぐということで、今山の区長とか、意識のある一住民が対応せざるを得ないような状況に置かれているわけです。それで、こういった会議があるのであれば、ぜひ町が任命していただいて、町民の安心・安全を図るような対策を町としてぜひとってほしいというふうに実感しております。町防災会議委員とか、水防対策会議っていうのは、ひょっとしたら問題が起こってから任命するんでしょうか。そうであれば、予防のためにしっかりと町民の安心・安全を図るための委員を任命していただいて、町を挙げてのいろんな取り組みが、町民の声が具体的に取り組めるような、町の諮問機関として正式な会議の場で行われて町に諮問するっていう形をとっていただきたいと痛感しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 町水防対策会議委員報酬で、委員が任命されているかどうかというご質問をいただきまして、済みません、今現状どうなっているか調べてなかったもので、済みません、ちょっと聞いて……。

○10番（井出美智子君） 質問が突然だったので、また後でしっかり報告をもらいたいと思います。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） そしたら、また連絡して、小休中に調べて、報告させていただくようにします。

○議長（美馬友子君） 井出議員，小休で● ●。

○10番（井出美智子君） 今ちょっと小休して。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時19分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） 濟いません。防災会議について答弁をさせていただきます。

防災会議の委員は、今現在任命をされております。

それから、防災会議の主な所掌事務といいまして、どういうことをするかということでございますが、勝浦町地域の防災計画を作成し、その実施を推進するということになっております。次に、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること、またそのほかに法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務を行うということの事務となっております。このことから、町の防災計画を作成する場合に、その会議の中で協議をしていただいて、策定についての意見とか、そういうことを聞いて計画をつくっていくと。また、災害が発生したときにその対応について情報等を収集して相談をするという役割になっております。

平石山鉱山につきましては、今後今の所掌事務の目的に合うかどうかということを考えて、会議の中で話していくかどうかは検討したいと思っております。

なお、水防につきましては、先ほども言いましたように、任命がちょっとわかっておりませんし、目的も現在調べておりませんので、また後で報告をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 防災会議は、主に計画の策定と災害が発生した場合の対応ということです。災害が発生しないように計画を策定するのであれば、当然平石山

鉦山の問題も議題に上げるべきであろうし、水防対策と言うのであれば、平石山鉦山はまさしく勝浦川をせきとめるかどうかで問題になっているので、ぜひ町としても正式な会議の場で、町として責任を持って平石山鉦山を議題に上げて、町民の安心・安全を図れるように取り組んでもらいたいということが強く感じます。予算の上からも、しっかりと充ててほしいと思います。

○議長（美馬友子君） 答弁は受けますか。

○10番（井出美智子君） それは、町長の姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今、10番議員のいわゆる防災会議における平石山の鉦山の状況についての議題として取り上げるべきかどうかということでございましたが、今岡本参事のほうからも答弁いたしましたように、防災会議で取り扱うべき課題なのか、問題なのかということを経査いたしまして、防災会議の会議の中での議題にすべきものであればやっていくということで進めていく方針でございます。

また、予算につきまして、こういったことが必要であれば予算化もしていくということになるかと思えます。

今、四国経済産業局との質問内容等についての協議、あるいはそういったことについての回答がまだ十分にできていないという状況であろうかと思えます。町といたしましても、そういったところについて経済産業局のほうに問い合わせして、また私も訪問していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（井出美智子君） 水防会議はどうなんでしょうか、防災会議だけでなく、水防会議の問題は。ぜひに勝浦川の問題は、平石山で防災会議がややこしいのであれば、そういう会議を立ち上げてほしいと思います。

○町長（野上武典君） 私も十分に勉強はできておりませんが、現場的には水防会議、防災会議のメンバーの一部で構成するようなメンバーでなかったかなとは思いますが。そういったところで、県であるとか、国であるとか、そういった専門的な知識を有する方々のご意見も聞きながら、水防会議の必要性、また平石山鉦山の水防会議での取り上げということについても、まず勉強することが先かなというふうに思っております。その上で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないようですので、以上で総括質疑を終了いたします。
議事の都合により休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

岡本参事から井出議員の質問に対して答弁があります。

○参事兼総務防災課長（岡本重男君） ご質問のありました勝浦町水防協議会でございますが、今現在委員としては任命をしておりませんが、水防に関しまして地域防災計画のほうで水防篇ということで、水防体制についてのことも記載されております。それで、委員に関しまして、地域防災計画と、この水防協議会の委員は重複している分がございますので、会議についても地域防災会議をするときにあわせて水防協議会も開催するというような形になってまいります。それで、開催するときに、改めて重なっている方に関しては再度水防の協議会の委員としての任命のほうを出しまして、出席していただくというような形を考えております。

それから、水防協議会の目的でございますが、水防計画、その他水防に関し重要な事項について調査、協議するというところで書かれておりますので、先ほどのご質問にあった平石山鉦山につきましては、防災計画と同じように、その際に議題として上げさせていただけるかどうかを検討させていただいて、考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） よろしいですか。

それでは、本件について審査報告書をまとめ、タブレットで報告いたします。

会議規則第35条の規定により、事務局長に朗読させます。

後藤事務局長。

○議会事務局長（後藤信之君） それでは、審査結果につきまして事務局から読み上

げさせていただきます。

平成30年度決算審査結果，特に留意すべき事項。

1，総括。審査説明資料の拡充に努められたい。ペーパーレス化を生かし，図表や写真，動画等を利用した，わかりやすい資料を作成し，会議の効率化を図られたい。未執行事業に対する改善対策の取り組みに基づき，執行管理体制を強化されたい。

2，総務防災課。働き方改革の取り組みで，ストレスチェック等，職員のメンタルヘルスの対応は重要であり，フォローアップ体制の構築を図られたい。時間外勤務に対する適切な指導監督に努められたい。防災無線システムの維持補修について，迅速かつ適切に実施するよう努められたい。

3，税務課。地籍調査終了地区での現況地目に応じた課税に向け，取り組み方針を早急に示し，公平な課税体系となるよう努められたい。軽自動車税滞納の原因として，放置自動車（自動二輪車を含む）が考えられる。対策を講じられたい。

4，企画交流課。杉の子基金の活用実績がなかった。引き続き，積極的なPRや起業後の管理にも努められたい。各活性化団体との連携を密にし，活性化協会及びセンターの活性化に努められたい。

5，建設課。工事発注の平準化に向け，今後も効率的な事業推進を図られたい。

6，上下水道課。農業集落排水事業の滞納使用料について管理台帳を整備し，現年度分の徴収とともに，厳格に対応されたい。合併浄化槽の普及に向け，取り組みを強化されたい。

7，住民課。町営住宅の使用料滞納者について，厳正に対処されたい。男女共同参画について，事業が未執行となっている。取り組みを工夫されたい。分別ステーション未設置地区の解消に向け，取り組みを強化されたい。

8，福祉課。社会福祉協議会の体制については，担当課が責任を持って取り組まれたい。

9，農業振興課。農村環境改善センターの利用者がふえていない。農村婦人の家との整理統合も含め，加工施設の効率的運用を図られたい。

10，勝浦病院。患者数の減少傾向が続き，改善対策の効果が出ていない。経営の観点から，現状の把握と分析に伴う改善に向けた体制づくりを強化されたい。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） お諮りします。

認定第1号，平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので，本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

認定第1号の討論と採決を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって，認定第1号，平成30年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定については認定されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第5，議案第1号，勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9，議案第5号，令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

それでは，議案第1号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

議案第1号は，勝浦町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでご

ざいます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 議案第3号について質疑を行います。

勝浦町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第4号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

一般会計補正予算についてでございます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第5号について質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

介護保険特別会計補正予算でございます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第5号までを第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第5号までの5件を一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第10、同意第1号、勝浦町教育長の任命についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提出説明をお願いします。

野上町長。

小休します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(美馬友子君) 再開します。

○町長(野上武典君) それでは、先ほど本日追加提案をさせていただきました議案の提案説明をさせていただきます。

同意第1号、勝浦町教育長の任命についてであります。

次の者を勝浦町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は、勝浦町大字三溪字市の江60番地1。氏名は、市川公雄。生年月日、昭和31年3月11日でございます。

以上、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思ひますが、これに異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町教育長の任命については原案のとおり同意されました。

小休いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

市川教育長が勝浦町教育長の任命に継続されました。

議場においでますので、挨拶していただけるでしょうか。

○教育長（市川公雄君） 失礼いたします。

ただいまご同意いただきました市川でございます。

約1年間、教育長として本当に未熟な者をいろいろご指導もいただき、ご鞭撻もいただきながら今日までやってまいりました。ようやく大体1年間こういうことがこの時期にはあるんだなということを少しずつわかりながら、何とかやってまいりました。また、ただいまご同意いただきましたように、まだまだわからないところ、未熟

なところが多々ございます。今後とも皆様方のご指導もいただきながら、勝浦町の子供たちのために精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（美馬友子君）　ありがとうございました。

~~~~~

○議長（美馬友子君）　それでは、日程第11，同意第2号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長からの本件の提案説明をお願いいたします。

野上町長。

○町長（野上武典君）　同意第2号，勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明を申し上げます。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので，地方税法第423条第3項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。

住所は，勝浦町大字生名字神ノ木1番地1，氏名は山本達夫，生年月日は昭和25年5月7日でございます。

以上，ご審議の上，同意くださいますようお願い申し上げ，提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君）　町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については，従来慣例に従い，第二読会を省略し，直ちに第三読会において採決することとしたいと思いますが，これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君）　賛成者多数と認めます。したがって，同意第2号，勝浦町固



定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第12，諮問第1号，勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の提案説明をお願いいたします。

野上町長。

○町長（野上武典君） 諮問第1号，勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

次の2名の者を勝浦町人権擁護委員として推薦したいので，人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

1人目の住所は勝浦町大字三溪字檜淵78番地2，氏名は前田泰子，生年月日は昭和29年12月12日でございます。

2人目の住所は勝浦町大字生名字大前75番地2の2，氏名は大西博己，生年月日は昭和31年6月25日でございます。

以上，ご審議の上，ご同意くださいますようお願い申し上げまして，提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については，従来慣例に従い，第二読会を省略し，直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって，諮問第1号，勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

決算は認定されました。執行部においては、今回の意見や要望を十分踏まえた上で予算に反映していただきたいと思っております。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでございました。

午前11時20分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員